

申請手続きの流れ

1. 事前相談

申請に当たっては申請内容、申請関係図書、及び業務期日等について、事前に株式会社グッド・アイズ建築検査機構（以下「GE」という。）の申請窓口と打合せを行ってください。

2. 申請受付

以下の申請図書を GE の申請窓口に、持参又は郵便・宅配便等にてお願いします。

なお、持参される場合は、事前に評価認証室までご連絡ください。

資料に不足がある場合や誤りがある場合には、申請は受理できませんのでご注意ください。

申請者は予め、申請チェックリストの申請者記入欄の対応する総ての項目に記入されており、審査資料に不足が無いことを必ず確認して下さい。特に「評価の考え方」の欄には、レベルを判断した根拠を具体的に記入して下さい。

- ① CASBEE 建築評価認証申請書（様式 1） ： 1 部（申請日、申請者名を記載し、押印したもの）
- ② CASBEE 建築評価認証審査資料（別紙 2-1,2 に示す資料） ： 正 1 部、副 1 部（合計 2 部）（A4 ファイル背表紙付き）
審査の過程で、審査資料の内容について指摘されることがありますので、必ず控えを作成し、保管しておいて下さい。

申請受付後、は「引受承諾書」【第 3 号様式】と共に、評価認証手数料の請求書を発行し、郵送致します。

3. 手数料の支払

郵送された請求書に指定された期日（原則として引受日の 1 ヶ月後）までに所定の銀行にお振込みください。なお、振込手数料は申請者のご負担でお願い致します。

支払期日までに支払われない場合は評価認証業務を中断することがありますのでご注意ください。

4. 評価認証方法

必要に応じて申請者へのヒヤリング等を実施いたします。評価認証においての疑問点や指摘事項など FAX 等にてご提出下さい。申請関係図書の内容（ヒヤリングや追加資料を含む）では適確に評価認証ができないと判断したときは、「通知書」【第 4 号様式】にてその旨及びその理由を通知し、評価認証業務を終了します。審査は当社 CASBEE 建築評価員が行います。

5. 評価認証書の発行

評価認証が完了しましたら、CASBEE 認証マークを添えて「CASBEE 評価認証書」【第 5 号様式】を発行し、提出をしていた添付図書の内、副本（1 部）を返却します。なお、評価認証の過程で修正や差し替えが発生した資料、または参考として提出して頂いた資料等については、原則として返却いたしませんのでご了承ください。

6. 評価認証書の公表

評価認証書交付後、IBEC 及び弊社のホームページにて評価認証を行った旨を公表致します。

公表内容は、「評価認証番号」、「建物の名称」、「申請者」、「建設地」、「建物用途・規模」、「評価ツール・評価段階」「竣工（予定）日」及び「認証有効期限」とします。

※申請の取り下げ

申請者は評価認証書交付前であれば「取下届」【第 6 号様式】を提出することにより、取り下げることができます。

但し、評価認証手数料は負担していただきます。

■ お問い合わせ

住所 : 〒169-0073 東京都新宿区百人町 2-16-15 M・Y ビル 3F

担当 : CASBEE 評価認証室 < 山崎・片山 >

電話 : 03-3362-0667 (直通) FAX : 03-3362-0669

E-Mail : ge-dd@good-eyes.co.jp

申請上の注意点

1. 対象建築物

CASBEE-新築、CASBEE-新築（簡易版）、CASBEE-既存、CASBEE-改修のいずれかを使用して評価を行った建物であり、延べ面積が原則として2,000㎡以上の建築物とする。

なお、地方自治体で運用されているCASBEEの場合、CASBEE-新築（簡易版）を基に開発されたものについては、本制度の対象建築物とみなすことができる。

2. 申請者

申請者は、原則として申請対象物の建築主とする。ただし申請対象建築物の建設や所有に対して十分責任を負う立場にある者の場合には、この限りではない。

3. 評価者

申請者は申請時に上記のCASBEEによって評価された結果を提出しなければならない。この評価を行う者は、「CASBEE評価員登録制度要綱」第9条により、申請時に登録されているCASBEE建築評価員であることを必須とする。

4. 資料の作成者

申請資料については、上記の評価者が作成すること

5. 委任及び連絡先について

評価者及び連絡先の窓口となる者が申請者と異なる場合には、評価者及び窓口となる者が、申請者より委任を受けたであることを表す委任状を提出すること、また評価者と連絡先の窓口となる者はできるだけ同一であることが望ましいが、異なる場合には、窓口となる者は申請内容及びCASBEEの評価方法について十分な知識を有する者とする

6. 使用するCASBEEツール

設計・建設時及び竣工後3年までの期間については、CASBEE-新築、及びCASBEE-新築（簡易版）を用いて評価することができる。また竣工後1年以上経過した建築物については、現在の状態に基づきCASBEE-既存で評価することができる。CASBEE-改修については、大規模改修を行う際の現状の状態及び改修設計の内容に基づいて評価するものであり、CASBEE-既存と同様に竣工後1年以上経過していることが必要である。詳細については各評価マニュアルを参照のこと
複合用途建築物の場合には、1用途毎の単用途建築物として評価した結果と、複合用途建築物評価ソフトを用いて各用途の結果を集計した結果の両方が必要となる。これは認証申請の場合にだけ用いるソフトであり、CASBEEのホームページの認証制度のページから無料でダウンロードできる。

※補足 認証機関と評価者の役割について

認証機関は、申請された図書が該当するCASBEEの評価マニュアルによって適正に評価されるかについて評価します。従って評価者は、評価の根拠となる資料を明らかにし、その理由を項目毎に説明することが必要です。